

中国の反家庭暴力法

国立国会図書館 調査及び立法考査局
主任調査員 海外立法情報調査室 岡村 志嘉子

【目次】

はじめに

I 家庭暴力関連の法整備状況

- 1 法整備の概況
- 2 現行法の主な規定

II 反家庭暴力法の概要

- 1 制定経緯
- 2 構成と主な内容
- 3 意見公募結果を踏まえた法案修正

おわりに

翻訳：中華人民共和国反家庭暴力法

はじめに

配偶者間の暴力、親子間の暴力、老親に対する暴力、兄弟姉妹間の暴力等、家庭の構成員の間の暴力は、中国社会においても日常的に発生している⁽¹⁾。中国では一般に、このような家庭の構成員の間の暴力を家庭暴力と総称している⁽²⁾。家庭暴力に関して、中国では、家庭内の問題は公にせず家庭内で処理すべきだとする考え方が根強く残っているため、行政や司法による十分な対応が行われてこなかった。中国は、1980年に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」⁽³⁾を批准しているが、女性差別と密接に関係する家庭暴力についての対策は立ち遅れたままであった。

中国で家庭暴力が社会問題として広く認識される契機となったのは、1995年9月に北京で開催された国連の第4回世界女性会議⁽⁴⁾である。同会議の開催を控えた同年7月、中国

(1) 統計的に把握することは難しいが、中華全国婦女連合会の最近のサンプル調査によれば、全国で家庭の構成員からの暴力の被害に遭ったことのある女性は約30%に達し、その加害者の9割が男性であるという。「反家庭暴力法助力反家暴法治化」中国人大網 <http://www.npc.gov.cn/npc/lfzt/rlyw/2015-07/31/content_1943908.htm> また、同連合会は家庭暴力関連の訴えを毎年約4～5万件受理しており、2014年におけるその内訳は、夫から妻への暴力が88.3%、父母から子への暴力が7.5%、子から老親への暴力が1.3%であった。“Draft law against domestic violence to include psychological harm, cover cohabitation,” 中国人大網（英語ページ） <http://www.npc.gov.cn/englishnpc/news/Legislation/2015-12/21/content_1955408.htm> さらに別の調査によれば、中国において女性の24.7%が夫からの暴力を、女兒の33.5%と男児の52.9%が父母からの体罰を、65歳以上の高齢者の13.3%が家族からの虐待をそれぞれ経験したことがあるという。「莫让“家庭暴力”再次被“沉默”」中国人大網 <http://www.npc.gov.cn/npc/lfzt/rlyw/2014-11/28/content_1943973.htm> 以下、インターネット情報は2016年7月11日現在である。

(2) 张李玺、刘梦主编『中国家庭暴力研究』中国社会科学出版社、2004、pp.7-8. 本稿における「家庭暴力」という語は、全てこの意味である。

(3) 「消除对妇女一切形式歧视公约」日本語訳は、外務省ホームページ参照。 <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/B-S60-0215.pdf>>

(4) この会議で採択された「北京宣言」及び「行動綱領」には、女性に対する暴力や家庭暴力の防止に関する言及がある。「北京宣言」及び「行動綱領」の日本語訳は、以下の内閣府男女共同参画局ホームページを参照。「北京宣言」 <http://www.gender.go.jp/international/int_standard/int_4th_beijing/index.html>; 「行動綱領」 <http://www.gender.go.jp/international/int_standard/int_4th_kodo/index.html>

政府は女性政策の基本方針を示す「中国女性発展綱要（1995-2000年）」⁽⁵⁾を策定し、その中で家庭暴力の禁止に初めて言及した⁽⁶⁾。家庭暴力の禁止は、その後継文書である「中国女性発展綱要（2001-2010年）」⁽⁷⁾及び「中国女性発展綱要（2011-2020年）」⁽⁸⁾にも引き継がれた⁽⁹⁾。

前述の世界女性会議以降、家庭暴力関連の法整備も本格化した。当初は現行法の改正による関係規定の拡充が中心であったが、2015年12月27日、世界女性会議から20年を経てようやく、家庭暴力とその防止等について包括的に規定する中国で初めての単独の法律として、反家庭暴力法⁽¹⁰⁾が制定された。反家庭暴力法は2016年3月1日から施行され、家庭暴力の抑止や被害者支援強化の推進力となることが期待されている。

本稿では、中国における家庭暴力関連の法整備状況、反家庭暴力法の制定経緯と主な内容について略述し、反家庭暴力法の全文を訳出する。

I 家庭暴力関連の法整備状況

1 法整備の概況

中国における家庭暴力関連の法整備は地方が先行した⁽¹¹⁾。1996年1月、湖南省長沙市で、夫の暴力に耐えかねて離婚を求めた妻を夫がアパートの高層階から投げ落として死亡させるという事件が発生した。これを受けて、同市は急遽「家庭暴力の予防及び阻止に関する若干の規定」⁽¹²⁾を制定した。これが中国における家庭暴力関連の初めての地方立法である。省レベルでの最初の立法は、同じく湖南省で2000年3月に制定された「家庭暴力の予防及び阻止に関する湖南省人民代表大会常務委員会の決議」⁽¹³⁾である。それ以後、各地で同様の立法が行われ、現時点で既に、29の省・自治区・直轄市において「家庭暴力予防阻止条例」「家庭暴力予防阻止規定」等の家庭暴力の防止を目的とする法規が制定されている⁽¹⁴⁾。

このような地方における法整備の進展を背景に、2001年に婚姻法⁽¹⁵⁾が改正され、家庭暴力の禁止、家庭暴力被害者の救済手続、加害者の法的責任等に関する規定が新たに盛り込まれた。2005年には女性権利利益保障法⁽¹⁶⁾が改正され、家庭暴力の禁止のほか、家庭暴力の防止について国が措置を講じること等が明記された。引き続き、2006年に未成年者

(5) 「中国妇女发展纲要（1995-2000年）」国务院妇女儿童工作委员会 <<http://www.nwccw.gov.cn/html/96/n-121196.html>>

(6) 「法に従って家庭における女性の平等な地位を保護し、家庭暴力を断固として阻止する。」がその記述である。

(7) 「中国妇女发展纲要（2001-2010年）」国务院妇女儿童工作委员会 <<http://www.nwccw.gov.cn/html/08/n-121208.html>>

(8) 「中国妇女发展纲要（2011-2020年）」同上 <<http://www.nwccw.gov.cn/html/99/n-158299.html>>

(9) 「中国女性発展綱要（2001-2010年）」では、「女性に対する家庭暴力を予防し、及び阻止する。」という一文のみであるが、「中国女性発展綱要（2011-2020年）」では、「女性に対する家庭暴力を予防し、及び阻止する。家庭暴力の予防及び阻止に関する立法を加速する。広報及び教育の強化により、社会全体で家庭暴力を自覚的に阻止する意識と能力を増強し、家庭暴力を受けた女性が自ら身を守る能力を向上させる。家庭暴力の予防・阻止のための関係機関協力及び予防・阻止・救済を一体化した対応システムを整備する。」と具体的な施策が掲げられている。

(10) 「中华人民共和国反家庭暴力法」国务院法制办公室 <<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/flk/201512/20151290485761.shtml>>

(11) 中国における家庭暴力関連の法整備状況については、次の資料を参照。陈苇主编『我国防治家庭暴力情况实证调查研究』群众出版社, 2014, pp.1-5; 林悠「对中国反家庭暴力机制的再思考」肖扬主编『中国反对针对妇女暴力的研究与行动』社会科学文献出版社, 2012, pp.19-28.

(12) 「关于预防和制止家庭暴力的若干规定」(长办发 [1996]3号)

(13) 「湖南省人民代表大会常务委员会关于预防和制止家庭暴力的决议」国务院妇女儿童工作委员会 <<http://www.nwccw.gov.cn/html/41/n-140741.html>>

(14) 国务院新闻办公室「中国性别平等与妇女发展（2015年9月）」新华网 <http://news.xinhuanet.com/politics/2015-09/22/c_1116639900.htm>

(15) 「中华人民共和国婚姻法」国务院法制办公室 <<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/flk/200104/20010490485331.shtml>>

(16) 「中华人民共和国妇女权益保障法」同上 <<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/flk/200508/20050890485479.shtml>>

保護法⁽¹⁷⁾、2008年に障害者保障法⁽¹⁸⁾、2012年に高齢者権利利益保障法⁽¹⁹⁾も改正され、家庭暴力の禁止がそれぞれに明記された。そのほか、家庭暴力と明記された規定はないが、民法通則⁽²⁰⁾、民事訴訟法⁽²¹⁾、刑法⁽²²⁾、刑事訴訟法⁽²³⁾、治安管理処罰法⁽²⁴⁾等の関係規定が、家庭暴力に対処する際の法的根拠として用いられている。

2 現行法の主な規定

中国の憲法⁽²⁵⁾の規定に、家庭暴力に直接言及したものはない。しかし、「中華人民共和国の女性は、政治、経済、文化、社会、家庭その他の各分野において男性と平等の権利を有する。」(第48条第1項)、「婚姻、家庭、母親及び児童は、国の保護を受ける。」(第49条第1項)、「父母は、未成年の子を扶養し教育する義務を負い、成年の子は、父母を扶養し扶助する義務を負う。」(同条第3項)、「婚姻の自由を侵害することを禁止し、高齢者、女性及び児童を虐待することを禁止する。」(同条第4項)等の規定が、家庭暴力関連の法整備を進める上での基礎となっている。

中国の現行法で家庭暴力に言及のある主な規定は、次頁の表1のとおりである。

(17) 「中华人民共和国未成年人保护法」 同上 <<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/flk/201210/20121090485520.shtml>>
(18) 「中华人民共和国残疾人保障法」 同上 <<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/flk/200804/20080490485179.shtml>>
(19) 「中华人民共和国老年人权益保障法」 同上 <<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/flk/201504/20150490485840.shtml>>
(20) 「中华人民共和国民法通则」 同上 <<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/flk/198604/19860490485282.shtml>>
(21) 「中华人民共和国民事诉讼法」 同上 <<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/flk/201208/20120890485342.shtml>>
(22) 「中华人民共和国刑法」 同上 <<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/flk/200502/20050290485130.shtml>>
(23) 「中华人民共和国刑事诉讼法」 同上 <<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/flk/201203/20120390485183.shtml>>
(24) 「中华人民共和国治安管理处罚法」 同上 <<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/flk/201210/20121090485585.shtml>>
(25) 「中华人民共和国宪法」 同上 <<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/flk/200403/20040390485129.shtml>>

表 1 中国の現行法における主な家庭暴力関係規定

法律名 (中国語表記)	条	項	規定の内容 (家庭暴力の関係箇所のみ)
婚姻法 (婚姻法)	3	2	家庭暴力を禁止する。家庭の構成員の間の虐待及び遺棄を禁止する。
	32	3 (第2号)	家庭暴力又は家庭の構成員への虐待若しくは遺棄があり、調停で解決しなかったときは、離婚を認めなければならない。
	43	1	家庭暴力又は家庭の構成員への虐待があったときは、被害者は、申立てを提出する権利を有し、住民委員会、村民委員会(注)及び当事者の所属機関は、その暴力又は虐待を制止し、和解させなければならない。
		2	現在行われている家庭暴力について、被害者は、申立てを提出する権利を有し、住民委員会及び村民委員会は、その暴力を諫めて制止しなければならず、公安機関は、その暴力を阻止しなければならない。
		3	家庭暴力又は家庭の構成員への虐待があり、被害者が申立てを提出したときは、公安機関は、治安管理処罰に関する法律規定に基づき、加害者に行政罰を科さなければならない。
	45		家庭暴力又は家庭の構成員への虐待・遺棄により犯罪を構成するものについては、法に基づき刑事責任を追及する。被害者は、刑事訴訟法の関係規定に基づき、人民法院に自ら訴えることができる。公安機関は、法に基づいて捜査し、人民検察院は、法に基づいて公訴を提起しなければならない。
46		家庭暴力があり、離婚に至ったときは、過失のない当事者は、損害賠償を請求する権利を有する。	
女性権利利益保障法 (妇女权益保障法)	46	1	女性に対する家庭暴力を禁止する。
		2	国は、家庭暴力の予防及び阻止のための措置を講ずる。
		3	公安、民政、司法行政等の部門並びに都市・農村の末端の住民自治組織及び社会团体は、それぞれの職責の範囲内において家庭暴力を予防し、及び阻止し、法に基づき被害女性の救済を行わなければならない。
58		この法律に違反して女性に対する家庭暴力があり、治安管理違反行為を構成するものについては、被害者は、違法行為を行った者に対し法に基づき行政罰を科すよう公安機関に申し立てることができ、また、法に基づき人民法院に対し民事訴訟を提起することもできる。	
未成年者保護法 (未成年人保护法)	10	2	未成年者に対する家庭暴力を禁止する。
障害者保障法 (残疾人保障法)	9	4	障害者に対する家庭暴力を禁止する。
高齢者権利利益保障法 (老年人权益保障法)	25		高齢者に対する家庭暴力を禁止する。

(注) 住民委員会は都市部の住民自治組織、村民委員会は農村部の住民自治組織をいう。

(出典) 筆者作成。法律の原文は国务院法制办公室法律法規全文检索系統 <<http://search.chinalaw.gov.cn/search2.html>> 参照。

II 反家庭暴力法の概要

1 制定経緯

前章で述べたように、2000年代に入り、法改正等により家庭暴力の禁止に関する規定が相当程度拡充されてきた。しかし、関係規定が複数の法律に散在し相互の整合性が十分でないことや、家庭暴力の定義が明確でないことが、法律の適用に当たってしばしば問題となっていた。また、原則規定のみでは家庭暴力禁止の実効性も乏しかった。そのため、家

庭暴力への対処について包括的に規定する単独の法律を制定することが次の課題となった。

2008年3月、最高人民法院中国应用法学研究所が「家庭暴力に関わる婚姻事件の審理の指針」⁽²⁶⁾を策定した。同年7月には、中華全国婦女連合会⁽²⁷⁾、中国共産党中央宣伝部、最高人民検察院、公安省、民政省、司法省、衛生省の7機関合同により「家庭暴力の予防及び阻止に関する若干の意見」⁽²⁸⁾も策定された。これらは、家庭暴力の定義、基本原則、判断基準、具体的な裁判手続等について包括的に定めたものであり、実際に法律を適用するに当たって現行法の規定を補完するものとなっている。これらを土台として、家庭暴力に関する新たな包括的な法律の制定に向けた検討が具体化していった。法案がほぼ固まった時期に当たる2015年3月には、最高人民法院、最高人民検察院、公安省、司法省の4機関合同により、関連の補完規定として「家庭暴力犯罪事件の法に基づく処理に関する意見」⁽²⁹⁾も策定されている。

2015年8月、第12期全国人民代表大会常務委員会第16回会議に全35か条から成る反家庭暴力法案が提出され、第1回審議が行われた。審議終了後、9月8日から10月7日まで実施された意見公募では、8,792人から計42,203件の意見が寄せられ、家庭暴力に対する社会的関心の高さが浮き彫りとなった。その意見も踏まえ大幅に修正された法案は、同年12月の同第18回会議に提出され、審議の後、12月27日に可決、成立し、同日公布された(2016年3月1日施行)。成立した反家庭暴力法は当初の法案より3か条増えて全38か条となり、各条項の内容も拡充された⁽³⁰⁾。

2 構成と主な内容

反家庭暴力法の構成は表2のとおりである。以下、主な内容を紹介する。

(1) 家庭暴力の定義

家庭暴力とは、家庭の構成員の間で殴打、縛り上げ、傷害、身体の自由の制限、日常的な罵倒や脅迫等の方法により、身体及び精神を侵害する行為をいう(第2条)。これにより、家庭暴力には、身体的暴力だけでなく、精神的暴力も含まれることが明確化された。

表2 反家庭暴力法の構成

第1章	総則	第1条～第5条
第2章	家庭暴力の予防	第6条～第12条
第3章	家庭暴力の処理	第13条～第22条
第4章	人身安全保護令	第23条～第32条
第5章	法的責任	第33条～第36条
第6章	附則	第37条～第38条

(出典) 筆者作成。

(26) 最高人民法院中国应用法学研究所「涉及家庭暴力婚姻案件审理指南」中国应用法学网 <http://yyfx.court.gov.cn/yyfxyj/zllyj/xbpdyfsgz/201205/t20120525_177209.html> なお、この指針には、人身安全保護措置の必要性及びその具体的な手続等に関する内容も含まれている。

(27) 中国語原文は「中华全国妇女联合会」。中国共産党の指導下にある女性組織の中央組織。

(28) 全国妇联、中央宣传部、最高人民検察院、公安部、民政部、司法部、卫生部「关于预防和制止家庭暴力的若干意见」国务院法制办公室 <<http://www.chinalaw.gov.cn/article/fgkd/xfq/sfwj/200904/20090400132242.shtml>>

(29) 「最高人民法院最高人民検察院公安部司法部印发《关于依法办理家庭暴力犯罪案件的意见》的通知」最高人民法院 <<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-13616.html>>

(30) 反家庭暴力法案の審議経過の詳細については、「反家庭暴力法草案(2015年8月一)」中国人大网 <http://www.npc.gov.cn/npc/lfzt/rlyw/node_28294.htm> を参照。

(2) 立法目的と基本原則

家庭暴力の防止、家庭の構成員の合法的権利利益の保護等を立法目的とする（第1条）。

家庭暴力に反対することは国、社会、家庭の共同の責任であり、国はいかなる形の家庭暴力も禁止する（第3条）。行政が中心となり、必要な経費を予算化し、民間組織等とも連携しながら関連施策を進める（第4条）。

(3) 家庭暴力の予防

家庭の美德、反家庭暴力の知識についての広報活動や教育を、国、職場、地域、メディア、教育現場等の全てに義務付ける（第6条）。行政は、民間組織による家庭暴力予防のための取組を支援する（第9条）。家庭暴力の予防のため、裁判外紛争解決の制度を活用する（第10条）。

(4) 家庭暴力の処理

家庭暴力の被害者、その法定代理人及び近親者は、加害者又は被害者の所属機関、住民自治組織等に対し、訴え、相談又は保護申請を行うことができ、公安機関への通報、人民法院への訴訟の提起も行うことができる。また、家庭暴力が行われているとき、組織及び個人は、それを制止する権利を有する（第13条）。

学校、医療機関、住民自治組織、社会福祉関係機関等とその職員が職務中に、制限行為能力者⁽³¹⁾に対する家庭暴力又はその疑いに気付いたときは、速やかに公安機関に通報しなければならない（第14条）。

家庭暴力の加害者に対しては、治安管理处罰⁽³²⁾又は刑事責任の追及が行われ（第33条）、その対象とならない軽微なものは、公安機関の警告書等で対応する（第16条）。

(5) 人身安全保護令

人民法院は、家庭暴力の被害者及び家庭暴力の現実的な危険に直面している者からの人身安全保護令の申請を受理しなければならない（第23条）。人民法院は、申請を受理してから72時間（緊急の場合は24時間）以内に人身安全保護令の発出又は申請の却下を行わなければならない（第28条）。人身安全保護令の内容は、加害者による家庭暴力やつきまとい等を禁止すること、加害者に対し被害者の住所からの転出を命ずること等が含まれる（第29条）。加害者が人身安全保護令に違反したときの罰則も定められている（第34条）。

3 意見公募結果を踏まえた法案修正

第1節で述べたように、社会的な注目度が極めて高かった反家庭暴力法案には、意見公募でも多数の意見が寄せられ、その後、法案にかなり多くの重要な修正が加えられた。意見公募時に公表された法案にはなく、最終的に成立した反家庭暴力法に新たに盛り込まれた主な規定の内容は、次のとおりである。

- ・身体的な暴力以外に、日常的な罵倒や脅迫による精神的な被害も家庭暴力に含める（第2条）。
- ・家庭暴力に反対することは国の責任である（第3条）。
- ・家庭暴力の被害者の意向を尊重し、そのプライバシーを保護する（第5条）。

(31) 未成年者、成年被後見人等をいう。

(32) 公共秩序の攪乱、公共の安全の妨害等の行為で、社会的危険性はあるが犯罪を構成するには至らない場合に、治安管理处罰法に基づき公安機関が行う処罰。警告、過料、行政拘留（行政罰としての拘留）、公安機関による許可証の取消しの4種がある。

- ・ 未成年者、高齢者、障害者、妊産婦、重病人が家庭暴力を受けたときは、特別な保護を行う（同上）。
- ・ 人身安全保護令は、保護申請者の申請に基づき、取消し、変更又は延長ができる（第 30 条）。
- ・ 家庭の構成員の間の暴力以外に、同居者間の暴力も家庭暴力に含める（第 37 条）。

おわりに

2016年3月1日に反家庭暴力法が施行されると同時に、中国各地で人身安全保護令の申請が相次ぎ、発出件数は増加の一途をたどっている。人身安全保護令の制度は、最高人民法院の決定により、2008年以降、国内9か所の人民法院で試行され、肯定的な評価が得られていた。今回の法施行によりそれが本格実施されたことに大きな期待が集まっている⁽³³⁾。

反家庭暴力法は、中国の家庭暴力対策の基本法として画期的な立法となった。これを基礎として、今後、家庭暴力を予防しその被害をなくすため、より具体的な立法措置を講じていくことが次なる課題である。

（おかむら しがこ）

(33) 「反家暴法实施 京沪等地首发人身安全保护令」中国法院网 <<http://www.chinacourt.org/article/detail/2016/03/id/1820490.shtml>>

中華人民共和國反家庭暴力法

中華人民共和國反家庭暴力法

(2015年12月27日第12期全國人民代表大會常務委員會第18回會議で可決、
同日公布、2016年3月1日施行)

国立国会図書館 調査及び立法考査局

主任調査員 海外立法情報調査室 岡村 志嘉子訳

【目次】

- 第1章 総則（第1条～第5条）
- 第2章 家庭暴力の予防（第6条～第12条）
- 第3章 家庭暴力の処理（第13条～第22条）
- 第4章 人身安全保護令（第23条～第32条）
- 第5章 法的責任（第33条～第36条）
- 第6章 附則（第37条～第38条）

第1章 総則

第1条

家庭暴力を予防し、及び阻止し、家庭の構成員の合法的権利利益を保護し、平等、円満かつ礼儀正しい家庭の関係を維持し、家庭の調和及び社会の安定を促進するため、この法律を制定する。

第2条

この法律において家庭暴力とは、家庭の構成員の間における殴打、縛り上げ、傷害及び身体の自由の制限並びに日常的な罵倒、脅迫等の方法によって行われる身体及び精神を侵害する行為をいう。

第3条

家庭の構成員の間においては、互いに助け合い、互いを大切にし、仲睦まじく暮らし、家庭の義務を履行しなければならない。

家庭暴力に反対することは、国、社会及び各家庭の共同の責任である。

国は、いかなる形の家庭暴力も禁止する。

第4条

県級以上の人民政府⁽¹⁾の女性・児童施策に責任を負う機関は、関係行政部門を組織し、調整し、指導し、及び督促し、反家庭暴力関連業務を推進することに責任を負う。

県級以上の人民政府の関係行政部門、司法機関、人民団体、社会組織、住民委員会⁽²⁾、村民委員会⁽³⁾及び企業・事業体は、この法律及び関係法の規定に基づき反家庭暴力関連業務を推進しなければならない。

各級人民政府は、反家庭暴力関連業務に必要な経費を保障しなければならない。

(1) 中国の地方行政区画は、省級、地区級、県級、郷級の4階層から成る。

(2) 中国語原文は「居民委員会」。都市部の住民自治組織をいう。

(3) 中国語原文は「村民委員会」。農村部の住民自治組織をいう。

第5条

反家庭暴力関連業務は、予防を主とし、教育、矯正及び処罰を統合して行うという原則に従う。

反家庭暴力関連業務は、被害者の真の意向を尊重し、当事者のプライバシーを保護しなければならない。

未成年者、高齢者、障害者、妊娠・授乳期の女性及び重病患者で家庭暴力を受けた者については、特別な保護を行わなければならない。

第2章 家庭暴力の予防

第6条

国は、家庭の美德について広報と教育を行い、反家庭暴力の知識を普及させ、国民の反家庭暴力の意識を強化する。

労働組合⁽⁴⁾、共産主義青年団⁽⁵⁾、婦女連合会⁽⁶⁾及び障害者連合会⁽⁷⁾は、それぞれの業務の範囲内において、家庭の美德及び反家庭暴力について広報と教育の活動を行わなければならない。

ラジオ、テレビ、新聞雑誌、インターネット等は、家庭の美德及び反家庭暴力についての広報を行わなければならない。

学校及び幼稚園は、家庭の美德及び反家庭暴力についての教育を行わなければならない。

第7条

県級以上の人民政府の関係行政部門、司法機関及び婦女連合会は、家庭暴力の予防及び阻止を業務研修及び業務統計項目に組み入れなければならない。

医療機関は、家庭暴力の被害者の診療記録を整備しなければならない。

第8条

郷・鎮人民政府⁽⁸⁾及び街道弁事処⁽⁹⁾は、家庭暴力予防対策を推進し、住民委員会、村民委員会及び社会事業サービス機構⁽¹⁰⁾は、それに協力しなければならない。

第9条

各級人民政府は、社会事業サービス機構等の社会組織が推進する心の健康相談、家族関係に関する指導、家庭暴力予防知識に関する教育等のサービスを支援しなければならない。

第10条

人民調停組織⁽¹¹⁾は、法に従い家庭紛争を和解させ、家庭暴力の発生を予防し、及び減少させなければならない。

(4) 中国語原文は「工会」。中国の労働組合は労働者が自由意思により結成する組織であるが、実質的に準国家機関としての性格を有している。

(5) 中国語原文は「共产主义青年团」。中国共産党の青年組織。

(6) 中国語原文は「妇女联合会」。中国共産党の指導下にある女性組織。

(7) 中国語原文は「残疾人联合会」。中国共産党の指導下にある障害者組織。

(8) 中国語原文は「乡镇人民政府」。農村部における、前掲注(1)にいう郷級の行政機構。

(9) 中国語原文は「街道办事处」。都市部における、前掲注(1)にいう郷級の行政機構。

(10) 中国語原文は「社会工作服务机构」。各種の社会事業や公共的なサービスを行う機関。

(11) 中国語原文は「人民调解组织」。裁判外紛争解決を担当する組織。

第 11 条

雇用主は、雇用者が家庭暴力を行っていることが分かったとき、当該雇用者に対し批判と教育を行い、かつ家庭の問題の和解及び解消に取り組まなければならない。

第 12 条

未成年者の後見人は、礼儀正しい方法で家庭教育を行い、法に従って後見及び教育の職責を果たさなければならない。家庭暴力を行ってはならない。

第 3 章 家庭暴力の処理**第 13 条**

家庭暴力の被害者並びにその法定代理人及び近親者は、加害者又は被害者の所属機関、住民委員会、村民委員会、婦女連合会等の機関に対し、訴え、相談又は保護申請を行うことができる。関係機関は、家庭暴力の訴え、相談又は保護申請を受けたときは、それに対する支援及び処理を行わなければならない。

家庭暴力の被害者並びにその法定代理人及び近親者は、公安機関に通報し、又は法に従って人民法院に訴訟を提起することができる。

組織及び個人は、家庭暴力の行為が進行中であることを知ったとき、速やかにそれを制止する権利を有する。

第 14 条

学校、幼稚園、医療機関、住民委員会、村民委員会、社会事業サービス機構、保護管理機構⁽¹²⁾及び福祉機構並びにその職員は、民事行為能力がなく、又はその能力が制限された者⁽¹³⁾が家庭暴力を受け、又は受けている疑いがあることを職務遂行中に知ったときは、速やかに公安機関に通報しなければならない。公安機関は、通報者に係る情報の秘密を守らなければならない。

第 15 条

公安機関は、家庭暴力の通報を受けた後、速やかに警官を出動させ、家庭暴力を阻止し、関係規定に基づいて調査及び証拠採取を行い、被害者の診療及び傷害状況の判定について援助を行わなければならない。

民事行為能力がなく、又はその能力が制限された者が家庭暴力により身体に深刻な障害を負い、身体の安全の脅威に直面し、又は世話をする者がいない等の危険な状態にあるときは、公安機関は、民政部門に通知し、かつ民政部門に協力して当該被害者を臨時庇護施設、保護管理機構又は福祉機構に収容しなければならない。

第 16 条

家庭暴力の情状が比較的軽く、法に従い治安管理处罰⁽¹⁴⁾を行わないときは、公安機関が当該加害者に対し批判と教育を行い、又は警告書を発出する。

警告書は、加害者の身分情報、家庭暴力の事実説明、加害者に対する家庭暴力の禁止等の内容を含むものでなければならない。

(12) 中国語原文は「救助管理机构」。生活困窮者の保護、支援等を行う機関。

(13) 未成年者、成年被後見人等をいう。

(14) 公共秩序の攪乱、公共の安全の妨害等の行為で、社会的危険性はあるが犯罪を構成するには至らない場合に、治安管理处罰法に基づき公安機関が行う処罰。警告、過料、行政拘留（行政罰としての拘留）、公安機関による許可証の取消しの4種がある。

第 17 条

公安機関は、警告書を加害者及び被害者に送付し、かつ住民委員会及び村民委員会に通知しなければならない。

住民委員会、村民委員会及び公安派出所は、警告書を受領した加害者及び被害者を訪問し、加害者が再び家庭暴力を行わないよう監督しなければならない。

第 18 条

県級又は区設市級⁽¹⁵⁾の人民政府は、単独で、又は保護管理機構の委託により臨時庇護施設を設立し、家庭暴力の被害者に対し臨時の生活援助を提供することができる。

第 19 条

法律援助機構⁽¹⁶⁾は、法に従い家庭暴力の被害者に法律援助を提供しなければならない。

人民法院は、法に従い家庭暴力被害者に対し訴訟費用の支払いの延期又は減免を行わなければならない。

第 20 条

人民法院が家庭暴力に関係する事件を審理するときは、公安機関の出動記録、警告書、傷害状況判定意見等の証拠に基づき、家庭暴力の事実認定を行うことができる。

第 21 条

後見人による家庭暴力が被後見人の合法的権利利益を著しく侵害したときは、人民法院は、被後見人の近親者、住民委員会、村民委員会、県級人民政府民政部門等の関係者又は関係機関の申請に基づき、法に従いその後見人資格を取り消し、他の後見人を指定することができる。

後見人資格を取り消された加害者は、扶養⁽¹⁷⁾及び養育⁽¹⁸⁾のための相応の費用を引き続き負担しなければならない。

第 22 条

労働組合、共産主義青年団、婦女連合会、障害者連合会、住民委員会、村民委員会等は、家庭暴力の加害者に対し法治に関する教育を行い、必要な場合、加害者及び被害者に対し心理カウンセリングを行うことができる。

第 4 章 人身安全保護令

第 23 条

当事者が家庭暴力を受け、又は家庭暴力の現実的な危険に直面したことにより、人民法院に人身安全保護令を申請したときは、人民法院は、これを受理しなければならない。

当事者が民事行為能力のない者若しくはその能力が制限された者であるとき、又は強制され、若しくは威嚇を受けている等の原因により人身安全保護令を申請することができないときは、その近親者、公安機関、婦女連合会、住民委員会、村民委員会及び保護管理機構は、代理申請を行うことができる。

(15) 区設市の中国語原文は「设区的市」。市の中に区が設置されている市をいう。区設市級は、前掲注 (1) にいう地区級に相当する。

(16) 中国語原文は「法律援助机构」。法律援助業務を行う機関。

(17) 中国語原文は「赡养、扶养」。「赡养」は子から親など上の世代に対して行われるもの、「扶养」は夫婦間及び兄弟姉妹間で行われるものをいう。

(18) 中国語原文は「抚养」。親から子など下の世代に対して行われるものをいう。

第 24 条

人身安全保護令の申請は、書面により提出しなければならない。書面による申請が明らかに困難であるときは、口頭により申請し、人民法院がそれを筆記することができる。

第 25 条

人身安全保護令に関する事件は、申請人又は被申請人の居住地又は家庭暴力の発生地
の基層人民法院⁽¹⁹⁾が管轄する。

第 26 条

人身安全保護令は、人民法院が裁定の形で発出する。

第 27 条

人身安全保護令の発出においては、次の各号に掲げる条件を具備しなければならない。

- (1) 明確な被申請人があること。
- (2) 具体的な請求があること。
- (3) 家庭暴力を受け、又は家庭暴力の現実的な危険に直面している状況があること。

第 28 条

人民法院は、申請を受理した後、72 時間以内に人身安全保護令を発出し、又は申請を却下しなければならない。状況が緊急であるときは、24 時間以内にそれを発出しなければならない。

第 29 条

人身安全保護令は、次の各号に掲げる措置を含めることができる。

- (1) 被申請人の家庭暴力を禁止すること。
- (2) 被申請人による申請人及び関係近親者に対する嫌がらせ、つきまとい及び接触を禁止すること。
- (3) 被申請人に対し申請人の住所からの転出を命ずること。
- (4) その他申請人の人身の安全を保護する措置

第 30 条

人身安全保護令の有効期限は、6 か月を上回らず、発出の日から効力を生ずる。人身安全保護令の失効前に、人民法院は、申請人の申請に基づき、その取消し、変更又は延長を行うことができる。

第 31 条

申請人が申請の却下に不服であり、又は被申請人が人身安全保護令に不服であるときは、当該裁定の効力が生じた日から 5 日以内に、裁定を発出した人民法院に対し再審査の申請を 1 回に限り行うことができる。人民法院が法に従い人身安全保護令を発出したときは、再審査の期間においても人身安全保護令の執行を停止しない。

第 32 条

人民法院は、人身安全保護令の発出後、それを申請人、被申請人、公安機関並びに住
民委員会及び村民委員会等の関係組織に送達しなければならない。人身安全保護令は、
人民法院が執行し、公安機関並びに住民委員会及び村民委員会等は、その執行に協力し
なければならない。

(19) 中国語原文は「基层人民法院」。当該地の下級裁判所を指す。

第 5 章 法的責任

第 33 条

加害者による家庭暴力は、それが治安管理に係る違反行為を構成するときは、法に従い治安管理处罰を行い、犯罪を構成するときは、法に従い刑事責任を追及する。

第 34 条

被申請人が人身安全保護令に違反したときは、それが犯罪を構成するときは、法に従い刑事責任を追及する。それが犯罪を構成しないときは、人民法院は、説諭を行わなければならない、また、情状の軽重に基づき 1 千元⁽²⁰⁾以下の過料及び 15 日以下の拘留に処することができる。

第 35 条

学校、幼稚園、医療機関、住民委員会、村民委員会、社会事業サービス機構、保護管理機構及び福祉機構並びにその職員がこの法律第 14 条の規定に基づいて公安機関に通報することを怠り、深刻な結果をもたらしたときは、上級主管部門又は当該組織は、直接責任を負う主管者その他直接の責任者に対し法に従い処分を行う。

第 36 条

反家庭暴力の職責を担う国家機関職員に業務怠慢、職権濫用又は情実による不正があったときは、法に従い処分を行い、犯罪を構成するときは、法に従い刑事責任を追及する。

第 6 章 附則

第 37 条

家庭の構成員以外の共同生活者の間の暴力行為については、この法律の規定を参照する。

第 38 条

この法律は、2016 年 3 月 1 日から施行する。

出典

・「中华人民共和国反家庭暴力法」国务院法制办公室 <<http://www.chinalaw.gov.cn/article/fgkd/xfq/fl/201602/20160200480299.shtml>>

(おかむら しがこ)

(20) 1 元は約 16.7 円 (2016 年 7 月分報告省令レート)。